

就学援助の範囲

費目		援助の範囲	支給対象者
学用品費		通常の学習に必要な学用品に要する費用（実験及び実習の材料費を含む。）	準要保護者
通学用品費		通学のために必要とする靴、傘、上履き、帽子等（第1学年を除く。）に要する費用	準要保護者
校外活動費	宿泊を伴わないもの	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事に参加するために必要な交通費及び見学科	準要保護者
	宿泊を伴うもの	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事に参加するために必要な交通費及び見学科（1学年につき1回に限る。）	準要保護者
体育実技用具費		体育（柔道、剣道、スキー及びスケートに限る。）又は保健体育の授業に必要な用具費（小学校児童にあっては第3学年までの期間に1回及び第4学年から第6学年までの期間に1回に限り、中学校生徒にあっては第3学年までの期間に1回に限る。）ただし、用具の一部のみ購入の場合は対象外とする。	準要保護者
新入学児童生徒学用品費		小学校第1学年及び中学校第1学年において通常必要とする通学用靴、通学用服、靴、傘、上履き、帽子等に要する費用	入学前又は4月1日付認定の準要保護者
卒業アルバム代等		小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常制作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	準要保護者
オンライン学習通信費		ICTを通じた教育が学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合の家庭におけるオンライン学習に必要な通信環境に対して負担する通信費	準要保護者
通学費		片道4km以上の道のりを経て通学する必要がある児童及び片道6km以上の道のりを経て通学する必要がある生徒（学区外通学等の児童生徒を除く。）ただし、特別支援学級在籍児童生徒にあっては、距離及び学区を問わないものとする。	準要保護者
修学旅行費		修学旅行に参加した児童生徒の保護者が均一に負担する経費のうち交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金等	要保護及び準要保護者
医療費		鶴岡市が設置する学校に在学する児童生徒が受ける学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療費で保護者が負担する額及び児童生徒が在籍する学校と医療機関との距離が4km以上ある場合の通院に要する費用	要保護及び準要保護者
学校給食費		鶴岡市が設置する学校に在学する児童生徒が受けた給食で保護者が負担する額	準要保護者